

年金あれこれ

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されます

国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、「領収書」または「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付が義務付けられています。

平成21年中に国民年金保険料を納付された方には、控除証明書が11月または翌年2月に送付されます。年末調整や確定申告の際には、控除証明書や領収書が必要となりますので、大切に保管してください。

1. 国民年金保険料は社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・町道民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

2. 毎年11月初旬に送付

1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（ハガキ）が、社会保険庁から毎年11月初旬に送付されます。

証明書の内容は本年1月1日から9月30日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

※平成21年1月1日から平成21年9月30日までの間に国民年金の保険料を納付された方

3. 2月初旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日以降に今年初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されます。したがって、平成21年中に国民年金の保険料を納付した方の全員にこの証明書が送付されます。

※平成21年10月1日から平成21年12月31日までの間に今年初めて国民年金の保険料を納付された方

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合、今年分として申告できます。「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料額を合算して申告してください。なお、後から納付した保険料分の「領収書」も添付する必要があります。

保険料納付を忘れずに・・・納めて安心国民年金

これからの家庭教育

～体力が低下している原因～

先月号でお伝えした子どもの体力の低下の原因は、保護者をはじめとする大人の意識の中で、外遊びやスポーツの重要性を学力の状況と比べ軽視する傾向が進んだことにあると考えられます。

また、生活の利便性や生活様式の変化は、日常生活における身体を動かす機会の減少を招いています。

子どもが運動不足になっている3つの原因
 室内遊びの増加による外遊びやスポーツ活動時間の減少
 空き地や生活道路といった子ども達の手軽な遊び場の減少
 少子化や、学校外の学習活動などによる仲間の減少



現在の社会においては、屋外で遊んだり、スポーツに親しむ機会を意識して確保していく必要があり、特に保護者の皆さまが子どもを取り巻く環境を十分に理解し、積極的に体を動かす機会を作っていく必要があります。

（文部科学省 子どもの体力向上のために 抜粋）－和寒町青少年育成町民会議－